



## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に『希望カード』を提示することによりお願いすることができます。『希望カード』が必要な方は、住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。



## 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

## 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

☎住民課後期高齢者医療担当

☎(56)2122

☎北海道後期高齢者医療広域連合

☎011(290)5601

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は月額16,610円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を使用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。必ず納付期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、年金窓口へご相談ください。

※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

## 国民年金保険料免除制度

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和3年度分の免除等の受付は令和3年7月1日から開始され、7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、旭川年金事務所☎0166(27)1611または住民課戸籍担当までご相談ください。



☎住民課戸籍担当

☎(56)2123

後期高齢者医療制度のお知らせ  
～ 制度の見直しについて ～

## 均等割の軽減割合が見直しされました

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減



※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

## 保険料の計算方法

均等割	所得割	1年間の保険料
【1人当たり保険料】 52,048円	【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円)×10.98%	【限度額64万円】 (100円未満切捨)

- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料のお支払いは、『年金からのお支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、住民課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、年金からのお支払いができないため、『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

- ◆介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方

※保険料のお支払いが困難な場合は、住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## 令和3年度の保険料は6月に個別にお知らせします